

採用活動におけるハラスメント防止について

1) 基本方針

合同製鐵株式会社は、「企業行動指針」に基づき、人権を尊重・擁護する取り組みを推進しています。
当社は採用活動において求職者一人ひとりを尊重し、求職者に対する当社従業員による就活ハラスメントを一切禁止いたします。

2) 禁止する行為

本方針において、「就活ハラスメント」とは、採用活動に関連する場面で行われる、求職者に対する以下の不適切な言動や行為を指します。

◆心身への不安・圧力につながる行為

- ・威圧的な言動、人格否定
- ・他社選考辞退の強要・誘導
- ・過度な拘束や不必要な深夜の対応依頼

◆プライバシーへの不当な踏み込み

- ・家族構成・結婚・恋愛・宗教・資産などの質問
- ・価値観を断言するような発言

◆個人的接触の強要

- ・SNSアカウントの交換
- ・LINE交換や個人的な連絡
- ・飲み会・懇親会の強制参加

◆アルコールを含む不適切な接待

- ・飲酒の要請や断りづらい雰囲気づくり
- ・飲食費の負担要求

3) 防止のための取り組み

求職者と従業員が接点を持つ際には、2)に記載の行為が起こることがないように次のルールを定め、就職説明会、面接やOB訪問などにかかわる従業員に対して十分留意するよう周知徹底しています。

- ・求職者とのやりとりは会社メールおよび会社端末を使用し、SNSおよび私用端末の使用は禁止とする。
- ・求職者と1対1で面会するときは、会社施設、貸会議室、学校構内や近辺のオープンスペース等、第三者の目がある環境で行う。
- ・企業説明会、学校訪問、インターンシップ等の際に懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、自己判断での1対1の会食は禁止とする。

4) ハラスメント発生時の対応

ハラスメントの報告を受けた場合、当社は速やかに以下の対応を行います。

- ・就活ハラスメントに該当する行為が確認された場合、求職者の立場に立って迅速に対応します。
- ・加害者に対しては当社就業規則に基づき、厳正な措置を講じます。

5) 相談窓口

就職活動に際して当社従業員によるハラスメント行為を受けたり、見聞きしたりしたとき、また、現実に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合は、下記の相談窓口までご相談ください。
相談窓口においては、躊躇なく通報・相談ができるよう、プライバシーを保護するための必要な措置を講じております。また、通報・相談をしたことを理由とする不利益な取り扱いも禁止しておりますので、相談窓口への通報・相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

社内相談窓口：

合同製鐵株式会社 就活ハラスメント専用相談窓口

shuhara@godo-steel.co.jp